

富運輸第746号の2

富運整第440号の2

平成29年1月23日

貨物自動車運送事業者 各位

富山運輸支局長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正されましたので了知をお願いします。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新				旧			
		国自総第	510号			国自総第	510号
		国自貨第	118号			国自貨第	118号
		国自整第	211号			国自整第	211号
		平成 15年	3月 10日			平成 15年	3月 10日
	一部改正	国自総第	330号		一部改正	国自総第	330号
		国自貨第	94号			国自貨第	94号
		国自整第	96号			国自整第	96号
		平成 18年	10月 27日			平成 18年	10月 27日
	一部改正	国自総第	588号		一部改正	国自総第	588号
		国自貨第	165号			国自貨第	165号
		国自整第	180号			国自整第	180号
		平成 19年	3月 30日			平成 19年	3月 30日
	一部改正	国自安第	55号		一部改正	国自安第	55号
		国自貨第	73号			国自貨第	73号
		国自整第	48号			国自整第	48号
		平成 21年	9月 28日			平成 21年	9月 28日
	一部改正	国自安第	119号		一部改正	国自安第	119号
		国自貨第	116号			国自貨第	116号
		国自整第	93号			国自整第	93号
		平成 21年	11月 20日			平成 21年	11月 20日
	一部改正	国自安第	9号		一部改正	国自安第	9号
		国自貨第	12号			国自貨第	12号
		国自整第	7号			国自整第	7号
		平成 22年	4月 28日			平成 22年	4月 28日
	一部改正	国自安第	169号		一部改正	国自安第	169号
		国自貨第	140号			国自貨第	140号
		国自整第	144号			国自整第	144号
		平成 23年	3月 31日			平成 23年	3月 31日
	一部改正	国自安第	77号		一部改正	国自安第	77号
		国自貨第	82号			国自貨第	82号
		国自整第	148号			国自整第	148号
		平成 24年	4月 16日			平成 24年	4月 16日
	一部改正	国自安第	32号		一部改正	国自安第	32号
		国自貨第	11号			国自貨第	11号
		国自整第	35号			国自整第	35号

	平成 25年 5月 1日
一部改正	国自安第 210号
	国自貨第 98号
	国自整第 244号
	平成 25年 12月 16日
一部改正	国自安第 282号
	国自貨第 132号
	国自整第 349号
	平成 26年 3月 4日
一部改正	国自安第 203号
	国自貨第 61号
	国自整第 291号
	平成 26年 12月 25日
一部改正	国自安第 104号
	国自貨第 55号
	平成 27年 8月 12日
一部改正	国自安第 156号
	国自貨第 91号
	国自整第 240号
	平成 27年 11月 9日
一部改正	国自安第 71号
	国自貨第 31号
	平成 28年 7月 1日
一部改正	<u>国自安第 200号</u>
	<u>国自貨第 115号</u>
	<u>国自整第 295号</u>
	<u>平成 29年 1月 13日</u>

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長
 自動車局整備課長

	平成 25年 5月 1日
一部改正	国自安第 210号
	国自貨第 98号
	国自整第 244号
	平成 25年 12月 16日
一部改正	国自安第 282号
	国自貨第 132号
	国自整第 349号
	平成 26年 3月 4日
一部改正	国自安第 203号
	国自貨第 61号
	国自整第 291号
	平成 26年 12月 25日
一部改正	国自安第 104号
	国自貨第 55号
	平成 27年 8月 12日
一部改正	国自安第 156号
	国自貨第 91号
	国自整第 240号
	平成 27年 11月 9日
一部改正	国自安第 71号
	国自貨第 31号
	平成 28年 7月 1日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長
 自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第4条 過積載の防止

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第17条第3項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第4条及び第34条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。

附 則 （略）

附 則 （平成29年1月13日付け国自安第200号、国自貨第115号、国自整第295号）

改正後の通達は、平成29年1月16日から施行する。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第4条 過積載の防止

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第17条第2項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第4条及び第34条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。

附 則 （略）